

参考配布

平成 27 年 9 月 24 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5324、5335)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令

及び労働者派遣事業改善命令

標記について、大阪労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、大阪労働局が配布した資料です。



大阪労働局発表
平成27年9月24日

担
当

大阪労働局需給調整事業部
需給調整事業第二課長 菊池 みゆき
主任需給調整指導官 本多 正道
電話 06-4790-6319
FAX 06-4790-6309

常時雇用される労働者以外の労働者を派遣し、
無許可で一般労働者派遣事業を行っていた
特定労働者派遣事業主に対する行政処分について
～労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業停止命令及び改善命令について～

大阪労働局（局長：中沖 剛）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、厚生労働大臣の許可を受けずに、常時雇用される労働者以外の労働者を派遣し、一般労働者派遣事業を行っていた特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分特定派遣元事業主

名 称 株式会社ATECアジア人材交流事業団
代表者の職氏名 代表取締役 安楽 友宏
事業主所在地 大阪市西区立売堀1丁目7番18号 国際通信社ビル
届出に関する事項 届出受理番号 特27-303181
届出受理年月日 平成20年4月14日

第2 処分の内容

同法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令
（労働者派遣事業停止命令の内容は第4のとおり）
同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（労働者派遣事業改善命令の内容は第5のとおり）

第3 処分理由

株式会社A T E Cアジア人材交流事業団は、大阪市西区立売堀 1 丁目 7 番 18 号国際通信社ビルに本店を置き、厚生労働大臣に平成 20 年 4 月 14 日届出（特 27-303181）により同日から特定労働者派遣事業を営む事業主であるが、

平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 7 月 8 日までの間、労働者派遣法第 5 条第 1 項に定める厚生労働大臣の許可（一般労働者派遣事業の許可）なく、複数の派遣先に対して、常時雇用される労働者以外の労働者を少なくとも延べ 2,963 人日派遣し、労働者派遣の役務の提供を行った

ものであり、このことは、労働者派遣法第 5 条第 1 項に違反する。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

平成 27 年 9 月 25 日から平成 27 年 10 月 24 日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

第5 労働者派遣事業改善命令の内容

株式会社A T E Cアジア人材交流事業団における労働者派遣事業の適正な運営のために、以下のことを実施し、当該事業運営の改善を行うこと。

- (1) 当該処分の理由に係る原因の究明
- (2) 前記(1)を念頭に今後の再発防止策の策定
- (3) 労働者派遣法その他労働に関する法律の遵守に係る責任体制の明確化
- (4) 役職員の労働者派遣法その他労働に関する法律の理解及び遵守の徹底

なお、前記(3)及び(4)の法律の遵守の徹底に当たり、労働者派遣事業が労働者派遣法等に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

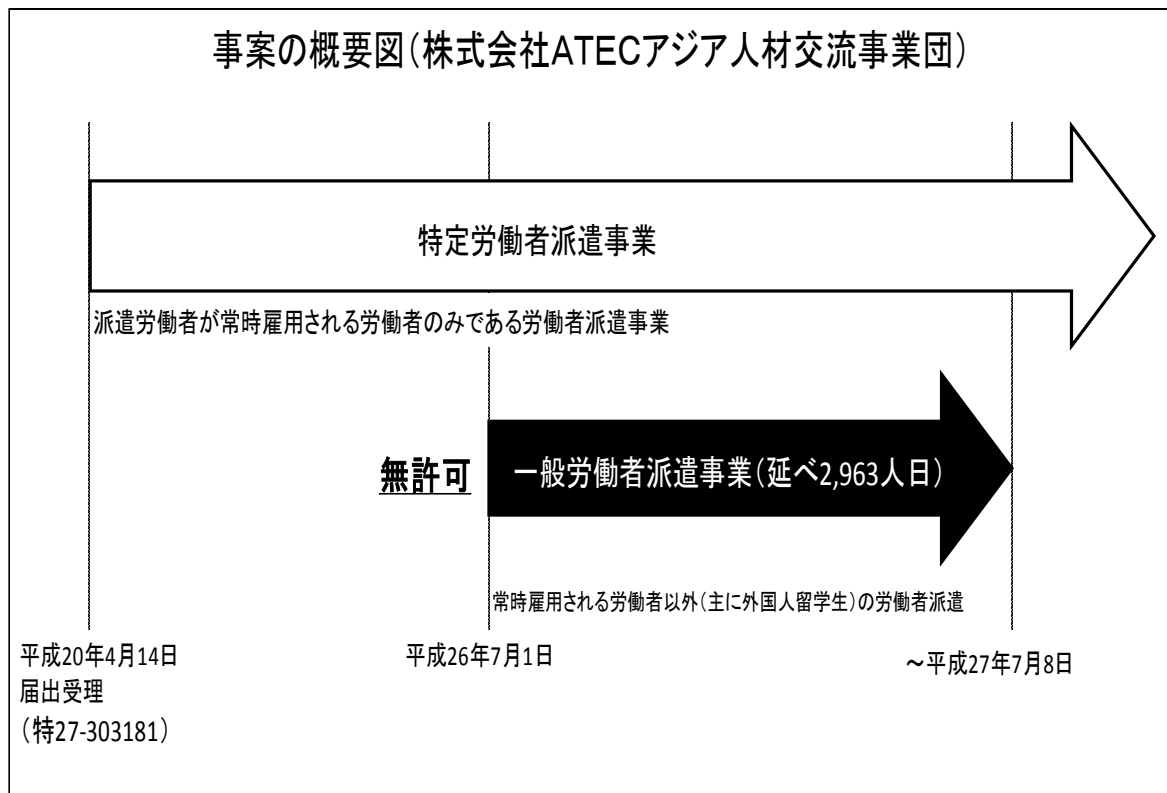
また、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

- ① 労働者派遣法第 5 条第 1 項
- ② 労働者派遣法第 23 条第 5 項
- ③ 労働者派遣法第 26 条第 1 項及び第 6 項
- ④ 労働者派遣法第 34 条第 1 項
- ⑤ 労働者派遣法第 34 条の 2
- ⑥ 労働者派遣法第 35 条
- ⑦ 労働者派遣法第 37 条第 1 項

⑧ 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針

(平成11年11月17日労働省告示第137号)

(5) 内部管理体制(人的構成と体制の構築等)の再構築・整備



参 考

労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう。

労働者派遣事業は、一般労働者派遣事業（許可制）と特定労働者派遣事業（届出制）がある。

なお、平成 27 年 9 月 30 日より施行される改正法により、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の区別を廃止し、全ての労働者派遣事業を許可制とするが、平成 30 年 9 月 29 日までは、特定労働者派遣事業者は、派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができる。

一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業

「一般労働者派遣事業」

- 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。（派遣労働を希望する労働者を登録しておき、労働者派遣をするに際し、当該登録されている者の中から期間の定めのある労働者派遣をするいわゆる登録型の労働者派遣事業は、一般労働者派遣事業の典型的な形態である。）
- 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

「特定労働者派遣事業」

- 派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。
- 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣に対して届出をしなければならない。

労働者派遣法 （抄）

（一般労働者派遣事業の許可）

第 5 条

第 1 項

一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

第2項

前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 第2号 法人にあっては、その役員の氏名及び住所
- 第3号 一般労働者派遣事業を行う事業所の名称及び所在地
- 第4号 第36条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

(特定労働者派遣事業の届出)

第16条

第1項

特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第5条第2項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第3号中「一般労働者派遣事業」とあるのは、「特定労働者派遣事業」とする。

(事業廃止命令等)

第21条

第2項

厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律（次章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業報告等)

第23条

第5項

派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合、教育訓練に関する事項その他当該労働者派遣事業の業務に関しあらかじめ関係者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

(契約の内容等)

第 26 条

第 1 項

労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

第 1 号 派遣労働者が従事する業務の内容

第 2 号 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所

第 3 号 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項

第 4 号 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

第 5 号 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

第 6 号 安全及び衛生に関する事項

第 7 号 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項

第 8 号 派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十六条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第二十九条の二において同じ。）等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

第 9 号 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあっては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項

第 10 号 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

第 6 項

派遣元事業主は、第四十条の二第一項各号に掲げる業務以外の業務について新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

(就業条件等の明示)

第 34 条

第 1 項

派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

第 1 号 当該労働者派遣をしようとする旨

第 2 号 第 26 条第 1 項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの

第 3 号 第 40 条の 2 第 1 項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあつては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

(労働者派遣に関する料金の額の明示)

第 34 条の 2

第 1 項

派遣元事業主は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額として厚生労働省令で定める額を明示しなければならない。

第 1 号 労働者を派遣労働者として雇い入れようとする場合当該労働者

第 2 号 労働者派遣をしようとする場合及び労働者派遣に関する料金の額を変更する場合 当該労働者派遣に係る派遣労働者

(派遣先への通知)

第 35 条

第 1 項

派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

第 1 号 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名

第 2 号 当該労働者派遣に係る派遣労働者が期間を定めないで雇用する労働者であるか否かの別

第 3 号 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第三十九条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第十八条第一項の規定による被保険者の資格の

取得の確認及び雇用保険法第九条第一項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて厚生労働省令で定めるもの。

第4号 その他厚生労働省令で定める事項

第2項

派遣元事業主は、前項の規定による通知をした後に同項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

(派遣元管理台帳)

第37条

第1項

派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

第1号 派遣先の氏名又は名称

第2号 事業所の所在地その他派遣就業の場所

第3号 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

第4号 始業及び終業の時刻

第5号 従事する業務の種類

第6号 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項

第7号 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項

第8号 その他厚生労働省令で定める事項

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第40条の2

第1項

派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務（次に掲げる業務を除く。第三項において同じ。）について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

第1号 次のイ又はロに該当する業務であつて、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務

イ その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務

ロ その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務

第2号 前号に掲げるもののほか、次のイ又はロに該当する業務

イ 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であつて一定の期間内に完了することが予定されているもの

ロ その業務が一箇月間に行われる日数が、当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の労働者の一箇月間の所定労働日数に比し相当程度少なく、かつ、厚生労働大臣の定める日数以下である業務

第3号 当該派遣先に雇用される労働者が労働基準法第六十五条第一項及び第二項の規定により休業し、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業をする場合における当該労働者の業務その他これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合における当該労働者の業務

第4号 当該派遣先に雇用される労働者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号に規定する介護休業をし、及びこれに準ずる休業として厚生労働省令で定める休業をする場合における当該労働者の業務

(改善命令等)

第49条

第1項

厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第 56 条

第 1 項

この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○ 労働者派遣法施行規則

第 55 条

次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。

ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

第 2 号 法第 21 条第 2 項の規定による命令

第 4 号 法第 49 条第 1 項及び第 2 項の規定による命令

(第 1 号、第 3 号 略)

改正法附則

第 6 条

第 1 項

この法律の施行の際現に旧法第 16 条第 1 項の規定により届出書を提出して特定労働者派遣事業（旧法第 2 条第 5 号に規定する特定労働者派遣事業をいう。）を行っている者は、施行日から起算して 3 年を経過する日までの間（当該期間内に第 4 項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられたとき、又は新法第 13 条第 1 項の規定により労働者派遣事業を廃止した旨の届出をしたときは、当該廃止を命じられた日又は当該届出をした日までの間）は、新法第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、引き続きその事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間も、同様とする。